

案内

地籍調査の成果の閲覧実施

令和元年度（2019年度）に地籍調査（現地調査）を実施した次の地区について、成果の閲覧を実施します。

該当する土地の所有者など、関係者の皆さまは必ず期間内にお越しください。この期間内のみ、誤り等の申し出をすることができます。

●期間／11月14日（土）～12月3日（木）

※期間内の土日・祝日を含む。

●時間／9時～17時

●場所／金屋庁舎 2階 地籍調査課

●地区／大字二澤・北野川の各一部

問 地籍調査課（金屋庁舎）

都市計画案の縦覧

有田川町吉備都市計画下水道（有田川町公共下水道）の変更を行うので、都市計画案を縦覧します。

●縦覧期間／11月6日（金）～11月13日（金）の8時30分～17時15分

※土日・祝日を除く。

●意見書の提出方法／持参・郵便・ファクス（52・7822）

●意見書提出先／建設課（吉備庁舎）

問 建設課（吉備庁舎）

「本人通知制度」はあなたの個人情報を守る制度です

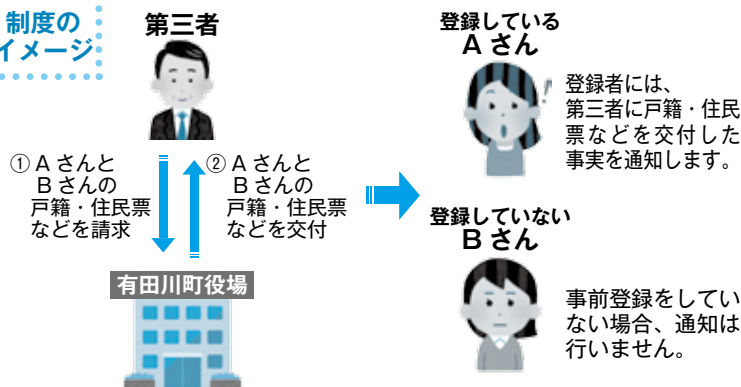
●どんな制度？

本人通知制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどの証明書を本人以外（本人の代理人または代理人以外の第三者）に交付した場合に、登録したご本人に交付した事をお知らせする制度です。

登録者には、第三者に戸籍・住民票などを交付した事実を通知します。

事前登録をしていない場合、通知は行いません。

制度のイメージ



●どのような効果があるの？

本人にお知らせすることで、不正取得があった場合に早期発見と事実関係の早期究明につながります。また不正取得が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑制する効果が見込まれます。

●登録の手続き

登録は、登録窓口へ運転免許証などの本人確認書類と認め印をお持ちになり、行ってください。代理人の場合は、委任状および登録する方と代理人の本人確認書類が必要です。

・登録窓口／住民課（吉備庁舎）
 ・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）
 水行政局住民福祉室

問 住民課（吉備庁舎）

第17回 手話にチャレンジ！「からい」

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。

軽く指を曲げた右手の手のひらを口のあたりに付けて、回す。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。